

環境社会配慮ガイドライン  
包括的検討ワーキンググループ  
⑧住民移転・先住民族

日時 2020年4月27日（月）14:00～16:28

場所 Skype会議

（独）国際協力機構

## 助言委員（敬称略）

石田 健一	元東京大学 大気海洋研究所 海洋生命科学部門 元助教
小椋 健司	阪神高速道路株式会社 技術部国際室 国際プロジェクト担当部長
織田 由紀子	JAWW（日本女性監視機構） 副代表
木口 由香	特定非営利活動法人 メコン・ウォッチ 事務局長
作本 直行	独立行政法人 日本貿易振興機構（JETRO）顧問
重田 康博	宇都宮大学 国際学部 教授 特定非営利活動法人 国際協力 NGO センター（JANIC） 政策アドバイザー
柴田 裕希	東邦大学 理学部 准教授
田辺 有輝	特定非営利活動法人 「環境・持続社会」研究センター（JACSES） 持続可能な開発と援助プログラム プログラムディレクター
寺原 譲治	城西国際大学 環境社会学部 教授
林 希一郎	名古屋大学 未来材料・システム研究所 教授
村山 武彦	東京工業大学 環境・社会理工学院 融合理工学系 教授

## JICA

小島 岳晴	審査部 環境社会配慮監理課 課長
加藤 健	審査部 環境社会配慮審査課 課長
古賀 藍	審査部 環境社会配慮審査課兼監理課
加藤 めぐみ	審査部 環境社会配慮監理課兼審査課
折田 朋美	企画部 参事役
岩本 園子	企画部 業務企画第一課 企画役
工藤 智春	企画部 業務企画第二課

午後2時00分開会

○小島 時間になりましたので、始めさせていただきたいと思います。JICAの審査部の小島でございます。このような状況の中、皆様お集まりいただきましてありがとうございます。本日は、環境社会配慮ガイドライン包括的検討⑧住民移転と先住民族というところです。テーマ別に扱うワーキンググループにおいては最後のセッションになります。

参加いただく委員は11人おられます。お一人一人は画面上でも見えていると思いますので、また配付資料にもあると思いますので、省略させていただきます。JICAからは審査部のいつものメンバーと、企画部のほうからもたくさん参加しています。

もう一つ、いつもの話ですけれども、議事録を作成する関係で、発言する際には名乗っていただいた上でお願いします。

本日このようなテレビ会議でやらせていただきますので、発言される際には一言言っていただいて、そのとき議長から指名されるまでお待ちください。質問される場合は、一般的に投げかけるのではなく、できるだけ誰に向かってのコメントなのか、質問なのかというのを言っていただけると幸いです。

今日は、議題は主に3つに分けて議論したいと考えています。ここからは今日の主査を務めていただく小椋委員にお任せしますが、まずは住民移転の話、その後、先住民族の話、その後に文化遺産の話というところで、大体今の3つで1時間ずつぐらいがよろしいかなと思いますが、こればかりは皆さんの議論によるところなので、どうぞよろしくお願いします。

では、一旦マイクを小椋主査にお譲りしたいと思います。

○小椋委員 皆さん、聞こえてますでしょうか。小椋です。

それでは、本日、95の質問とコメントを11名の各委員の先生方から頂戴しています。1から参りますが、よろしいですか。1と2は私のほうから出させてもらっていますので、一緒に1と2だけ議論させていただきます。

これは、要は架空の送電線ですとか地下埋設ですね。今回、JICAさんのプロジェクトの中で何回か出てきたんですけれども、その補償の方法について、あまり今ガイドラインで触れられてないんじゃないかというような疑問から、こういうコメントを出させていただいています。JICAさんのほうからは既にご回答いただいています、資産価値の減少する補償には適応していませんと。要は生計回復に何か支障がある場合の補償を世銀のESSの中でも想定しているんじゃないかというような回答を頂いています。

ここはそうかなというところなんですけれども、日本の補償と比較すると少ない、僅少なのかなというところもあったり、各国の、例えば、フィリピンの地下鉄事業では、地下使用に際して補償を出したりしていますから、この辺は何かしらの助言で残したいと思っています。

私からは以上です。

○田辺委員 すみません、進め方について質問なんです、このガイドライン包括的検討の進め方は一つ一つやるのではないという理解なんです、JICAのほうはどうなんでしょうか。

○小島 小島でございます。私がやるセッションは、大体冒頭5分ぐらいでパウポを説明させてもらって、あとは皆さんから気になる点を質問いただいたり、コメントとして頂くことが多かったんですが、前回、前々回は質問に基づいて一つ一つやっていくケースもありました。

○小椋委員 どうさせてもらいましょう。私はいずれでも構いませんが。

○小島 小島です。多分、私、5分と言わず3分でハンドアウト、いつもの資料について説明させてもらって、そこから私たちの考えもちょっと述べさせてもらって、そこから挙手でもいいですし、その質問に基づいて順番でもいいですし、皆さんから気になるところを質問していただいたらいいのかなと思います。

○小椋委員 わかりました。じゃ、そういう進め方にしたいと思いますので、質問も大変多いので、まず小島課長からハンドアウトの説明をお願いします。

○小島 手短に説明したいと思います。

まず、論点8.1なんですけれども、住民移転のところの話でございます。

スライドの1枚目に移っていただくと、世銀のESS5にどのようなことが書かれているかというところが載っています。これも皆さん、読んでおられると思いますので、あまり深く説明しませんが、今回よく言葉として書いてあるのが、transaction costをきちんと出そうということとか、RAPについて、補償基準は公開されないというところ、あるいは私たちは馴染みあるんですけれども、再取得価格でないといけないというようなところを書いているということでございます。

スライド2枚目なんですけれども、ここはオペレーション上、大きいかなと思うところで、従来の世銀のセーフガード政策では、200名以上の住民移転が生じる場合は住民移転計画をつくると、それ未満の場合は簡易住民移転計画をつくるというふうになっていました。今回のESS5には、その人数の閾値が見られないというようなことになっています。JICAとしては、ここはカテゴリ分類に関係するところではありますが、人数にかかわらず住民移転計画、あるいは簡易的な住民移転計画はつくってもらった上で移転を進めるというような考えでございます。

スライドの3ページ目なんですけれども、ESS5には住民移転計画の構成要素というのが書いてあって、ここに書いてある1) から14) というところについては、私たちも皆さんにおいても比較的馴染みのある言葉が書いてあるかなというふうに考えています。なので、これまでもやってきたことを引き続きやるのかなという考えでございます。

スライド4番は、私たちのレビュー調査の結果を書いています。ここの数字について細かく見ませんが、一応きちんと住民移転計画、あるいは簡易の住民移転計画をつくってやっているところを示しています。

5ページ目に移ると、苦情処理メカニズム、GRMというような訳語でESS5の中では書かれています。これは、ガイドラインの異議申立てとはまた違うシステムで、住民移転について、あるいは用地取得について、現地で何か上手くいかないことがあった場合に、現地政府がきちんとその苦情を処理するような仕組みをつくるという話でございます。これについて何点か質問あったので、またお答えしたいと思います。

私たちが提示した検討のポイントとしましては、住民移転計画の構成要素の参照の要否というふうにありますけれども、先ほど小椋委員から説明あった地役権の話も含めて、住民移転、あるいは土地収用について検討すべきところについて議論いただければ幸いです。

以上です。

○小椋委員 ありがとうございます。

そうしましたら、今日も非常にコメントとか質問も多いので、とりあえず今、JICAさんから事前

に頂いているパワーポイントの3分割で、まず住民移転のほうから論点8.1、住民移転計画の構成要素の参照というところから議論を始めたいと思いますけれども、どうしましょう。これに関してご意見、あるいは質問等々、ある委員の方からお願いします。という進め方でいいですか。

○小島 小島です。今ちょっと画面を変えている関係で音声が届いていませんけれども、もし私の質問、あるいは事前のコメントに対する回答などについて、皆さんの中でおっしゃりたい点があったらというところでお願ひできればと思います。

○小椋委員 そうですね、はい。

○田辺委員 田辺です。今の質問なんですけど、1点質問です。JICAとしてはその人数に限らずRAPもしくは簡易RAPみたいなものを求めていくということは、ガイドライン上、恐らく変更ということになるのかなと思うんですが、基本的にそのカテゴリAに限らず例というか、RAPについてはBでも作成するという、そういう理解でよいのでしょうか。

○小島 小島です。ありがとうございます。

カテゴリAになると公表というプロセスになりますけれども、カテゴリBの場合も住民移転がある場合は、名前はいろいろつけようがあると思いますけれども、簡易的なRAPをつくる、あるいはチェックリストのようなものできちんと移転のプロセスが行われるということを実施機関側が確認するというプロセスを取っています。

○田辺委員 公開については、どういう扱いになりますか。

○小島 カテゴリAについては皆さんご存じのとおり、公開しています。カテゴリBについては先方政府の中で公開プロセスがあれば公開していると。それ以外については特に公開していないということだったと思います。

○小椋委員 田辺委員、よろしいでしょうか。

○田辺委員 はい、この点は大丈夫です。

○小椋委員 ほかに、この住民移転の構成要素、このスライド、7ページあるのに関してご質問等々、あるいはコメントございますでしょうか。

では、私から1点よろしいですか。小島課長、よろしいですか。JICAさんのほうに質問させていただいてよろしいでしょうか。

○加藤 JICA審査部、加藤です。こちら聞き取れておりますので、小椋主査、そのまま進めていただければと思います。

小椋主査のお手元で（テレビ会議の参加者の）承認等は全部仕切っていただいて結構だと思いますので、よろしくをお願いします。

○小椋委員 そうですか、わかりました。

これは田辺委員も木口委員もコメントを出しておられるんですけども、補償算定基準の公開のところ、あるいは木口委員ならびに私から不動産市場があまり機能して動いていないような場合の補償水準の公開、あるいは算定基準について質問が出ていたと思うんですけども、JICAさんのこととていうと、再取得価格ですということを書いてきているんですけども、その不動産市場が発達していないときの再取得価格とは、何をもちて再取得価格というのかというのがちょっとわからないんですね。その辺がちょっとクリアになっていないので、何かご説明賜ればと思います。

○小島 小島です。さっきちょっと切れてしまったので抜けている部分があるかもしれませんが

ども、不動産の取引がきちんとしているような国において、再取得価格というのはまさに移転することによって失う土地と同じものが購入できるというような考え方だと思います。

不動産の市場がきちんとしていないときの考え方というのは、移転前の住民の皆さんが農業をやっていたか、それともそれ以外のことに従事していたかによって、いろいろ異なってくると思います。いずれにせよ、移転によって元あった生活が、あるいは生活水準がきちんとか保てるところが考え方なんじゃないかなと思われま。

以上で答えになりますでしょうか。

○小椋委員 はい。ですから、それに対して、例えば、家屋に住んでらっしゃったら、その家屋を建てるだけの大工さんをお願いする労賃だとか、そういったものが全部含めて再取得価格という。いや、不動産市場がなかったとしても再取得価格がわかるんですというのであれば問題ないんですけども。

○小島 なので、基本的調査においては移転前の住民の皆さんがその敷地内に何を持っていて、どういう生計を立てているかという調査をやっていると思うんですよね。

○小椋委員 そうですね。

○小島 それに基づいて、例えば果樹が1本幾らだとかというような算定を行って、補償するというのがプロセスだと考えています。

○小椋委員 はい、わかりました。ありがとうございます。

ほかに委員の方からコメント、あるいはこれに関してございますか。

○田辺委員 田辺です。今言っていた最初の点について、これは資産調査の結果の文書の手交ですかね。これについては検討しますということだったんですが、ぜひ助言で入れたいと思っています。JICAさんのほうから特に何か現状の検討状況があれば伺いたいと思っています。

○小島 小島です。資産調査の結果を公表するということですか。

○田辺委員 そうではなくて、その影響を受ける住民、補償を受ける住民と、その補償内容が後々言った言わないで揉めることが多いので、資産調査に基づいて、あなたには幾ら補償を支払いますよというような確認の文書をきちんと残して、それを後できちんと確認できるようにすべきというのが趣旨です。

○小島 小島です。失礼しました。つまり、移転対象となっている住民の皆さんと実施機関が交わした合意書のようなものをきちんと作るかどうかというご質問ですね。

○田辺委員 はい、そうです。

○小島 そのような取引がある場合は、書面で何か残しておかないとおかしいことになるというのはご指摘のとおりなので、検討したいと思います。

○田辺委員 ありがとうございます。

○小椋委員 これに関して、木口委員からも19番で資産調査の透明性ですとか、織田委員からもベースラインとなる社会経済調査とかというコメントを寄せていただいているんですけども、木口委員、織田委員、今のことに関して何かございますか。

○木口委員 ありがとうございます。木口です。

先ほど田辺委員がおっしゃってくださったように、住民の方とも合意文書がきちんと交わされているということが明記されているべきだと私も思っております。

それから、田辺委員の質問のところで恐縮なんですけれども、9点目のご質問の、補償の支払いにおいて透明性のある手続を確保するためには資産調査結果と合意書の速やかな手交が要件とすることとあるんですけれども、このお答えのほうが、あまり噛み合っていないかなと思うのですが、ここの点について、個別案件シートの76番のケースではやっているということだったんですけれども、それが一つ例として挙がっていることと、あとほとんどの案件で取り交わしが行われているということの何か、ご説明ちょっとピンとこなかったので、ここの部分の趣旨をもう1度ご説明していただければと思うんですが、JICAさんに対する質問です。

○小椋委員 それでは、小島課長。

○小島 小島です。そうですね、田辺委員からの9番目の質問が、補償の支払いにおいて透明性のある手続を確保するためには、資産調査結果と合意書の速やかな手交を要件とすることというようなコメントを頂いていて、私たちとしては検討したいと考えていますと。

レビュー調査において、76番に出てきた案件においては文書などで合意の上、実効性のある対策が講じられているのを確認していますというのを、ちょっとすみません、付言したというところがございます。

以上です。

○木口委員 はい、わかりました。ありがとうございます。

○小椋委員 では、田辺委員も今のところよろしいですか。

○田辺委員 はい、大丈夫です。

○小椋委員 ほかの委員からこの住民移転の項に関して、例えばジェンダーの話とかも出ていましたけれども、あるいはモニタリング、手続面ですね。何か、例えばここは聞いておきたいとか、助言に残したいとかというのはございますか。GRMの話もありましたし。

○織田委員 織田ですけれども、よろしいですか。

○小椋委員 どうぞ、織田委員。

○織田委員 ありがとうございます。

私自身は、その公表の件についてはあまり書いていなかったんですけれども、今おっしゃった住民移転計画の基となる調査について、この世銀のものはとてもきちんとしていること。それから、ほかのところでもどなたか書いていらっしゃったと思いますが、ジェンダー視点についての留意がかなり細かく触れられているので、この点についてはぜひ残して、このとおりでなくてもいいんですけれども、そのことをきちんと残していただきたいというふうに思って、それを書いております。

以上です。コメントです。

もう一ついいですか。

○小椋委員 どうぞ、織田委員。

○織田委員 今の社会調査とは違う点ですけれども、この世銀の報告書の中で、何度か移転の専門家とか第3者とか、これに関わる外部の環境監査をする人とか出てくるので、この辺りの整理がどうも私が読んだところではよく理解できなくて、回答ではそれぞれについては書いてくださるんですけれども、こういうことをもしJICAの中で取り組むとすれば、改めて新たに加えなければいけないことが出てくるのかどうか、その辺についてちょっと教えていただけたらと思います。よろしくをお願いします。

以上です。

○小椋委員 これは、小島課長でよろしいですか。

○小島 はい、小島でございます。私が理解する限り、住民移転についてはきちんとした専門家が計画をつくって、そのモニタリングにおいても移転についてわかっている人が行うべしというようなことだったと思います。

モニタリングについては当然やっているところではございますけれども、そこは引き続き促進していくというところ。それと、監査みたいなものを実施すべしというようなことが世銀のESSには書いています。監査という言葉がこの場合、適切かどうかわからないんですけれども、事後になってきちんと移転が行われたかどうかという評価については、事後評価の一環としても確認をしているというところでございます。

○織田委員 ありがとうございます。

引き続き織田ですけれども、今ご説明いただいた、例えば専門家とかいうときに、どういうふうなクオリフィケーションがある人が望ましいとか何か、そういうことも決まっているのでしょうか。どこかで、確かJICAでは既にそういう移転については専門家の人が実施していますというのがあったと思うんですけれども、どういう人をもって移転についての専門家というのだろうかと思ひまして。

○小島 JICAにおいて住民移転の専門家という場合、そのようなご経験があるコンサルタントの方もおられますし、そのようなコンサルタントの皆さんがJICA専門家として活躍いただく場合もあります。

私が知っている環境社会配慮専門家という方は、元々環境問題について取り組んでいる中で、環境社会配慮についてさらにコンサルタントとして深く知見を学ばれて、今ではいろんなプロジェクトの環境社会配慮を指導するために活躍されている方もおられたりします。

なので、大学とかで技術的、例えば土木の設計を学んだ方が専門家になるというのではなくて、多分、実務経験が中心の専門家のことなのかなというふうに思います。

それに対してではないんですけれども、世銀の場合は環境社会配慮、あるいは住民移転の専門という方は社会調査の専門をやっておられて、そのような業務に従事されている方が多いんじゃないかなと思います。日本でもそういう方は何人かおられるんですけれども、世銀のようにたくさんおられるわけではないというふうに私は感じているところです。

以上です。

○織田委員 ありがとうございます。

当面それで結構です。

○小椋委員 では、木口委員、どうぞ。

○木口委員 今に関連してなんですけれども、織田委員、ありがとうございます。

参考までなんですけど、以前、情報交換をしたADBのスタッフの方も、住民移転の専門家の方は文化人類学のバックグラウンドを持っている方とかもいらっしゃるって、特に少数民族が対象になるような場合ですと、そういった知識も必要とされるというのが国際機関のほうの一応クライテリアになっているように思います。

以上です。

○小島 ありがとうございます。そのとおりだと思います。

○小椋委員 ほかに、この住民移転のところにに関して、ちょっと聞いておきたいとかございますか、他の委員の方で。

少しざっと私も質問を見ているんですけども、ジェンダーの視点の導入だとか女性の参加についてというのをお聞きになってらっしゃった委員の先生方いらっしゃったんですけども、そこにに関して何かございますか。重田委員とか、織田委員もそうですし、石田委員からも質問が出ていましたけれども。よろしいですかね。

○織田委員 先ほど申し上げたとおりなんですけれども、そのこと、ジェンダーの視点が担保されるようにきちんと文章化することが大事ではないかというふうに思っています。今もガイドラインでもありますが、それはジェンダーの視点というよりも、女性の参加という形で書かれていると思うんですけども、持っている資産とかアクセスやなんかでかなり違いがありますし、例えば先ほど小椋委員がおっしゃった地役権の契約とか、そういうときも大体、地役権がない場合が多いものですから、その辺のそういう視点をきちんと持って契約をする。契約の対象にならないこともあるかもしれないけれども、実際は被害を受けるとか、被害じゃないんですけども、資源のアクセスが減るとか、そういうこともあり得ると思うので、ちょっとその辺は分けたほうが良いと思って。

そこで、世銀の今回のはかなりそのことを細かく書いておられるので、それをJICAのガイドラインにも入れることが大事ではないかというふうに思って、そのことはここに今出ている37番とか、そういうところで書いたところです。

○小椋委員 ありがとうございます。

ほかにございますか。RAPの、特に構成要素については、随分多くの委員の方がコメントを寄せてらっしゃいましたけれども。

○織田委員 織田ですけども、ついでによろしいですか。

○小椋委員 はい、どうぞ。

○織田委員 RAPの構成要素については、私自身は世銀のと比べてそんなに大きな違いはないのかなとは思ったんですけども、読み方が悪いのかもしれないんですが、ここで1番注意しなければいけないのは、どういうことだと考えたらよろしいのでしょうか。JICAの方に教えていただければ。

先ほどのスライドの3のところから1から14までありますよね。これに相当するものは、並べ方は違うんですけども、これまでのJICAのガイドラインでも大体触れられているというふうに私は読んでいたんですけども、何か読み漏らしがあったのかなと思って、ちょっと心配になったんですけど。

○小島 小島です。ありがとうございます。

今、私が見ているのは、パワーポイントの3枚目ですね。1) から14) まで書いてあるものだと思います。

私たちにおいて、ここポイントになると思われるのは、そのセンサス調査をまずきちんとやることができるかどうかというところ。それと、いろいろ制約になり得るのは、法的枠組みと制度的枠組みのところかと思われま。JICAのガイドラインが求めるものと、先方政府の制度に基づくもので、もし仮にそこでコンフリクトがあった場合、どういうふうな考え方にするのかというところ。

それと、そこら辺のセンサスの結果とか制度の中身を住民の皆さんにどういうふうに理解していただけるかというところも一つポイントだと思われま。

何よりも重要なのが、11)にあるとおり、そうした立派な移転計画をつくったけれども、それが実施するときにきちんとやってくれるかどうかというところをよく見る必要があるのかなと思われ  
ます。

最後、当然ながら住民移転計画をきちっとつくって、それを履行してもらうんですけれども、ど  
うしても上手くいかないことがあったときに、それをきちんとモニタリングなり、あるいはきちん  
と苦情処理として実施機関のほうに適切に対応してもらえるかというところがポイントになるんじ  
ゃないかなと思われ  
ます。

すみません、何か全部の説明しちやいましたが、その流れをきちんと理解してもらおうというこ  
と  
が重要だと考え  
ます。

○織田委員 ありがとうございます。

○小椋委員 ほかにいろいろとコメント出していただいていますけれども、お聞きになりたい委員  
の先生方いらっしゃいますか。

私から1点ちょっと。私自身は質問・コメント出していませんが、村山委員から出していら  
っしやる、いわゆる経済的損失ですね。経済的移転か、それと物理的移転のところですね。これ、  
JICAさんのガイドラインでカバーできていくかどうかの確認という質問ですが、コメントを出され  
ているんですけれども、これはどこで読んだらいいんですかね。

○小島 小島です。ガイドラインの19ページの下のほう、ちょっとスライド出せませんが、  
お手元でご覧になっていただけますでしょうか。

非自発的住民移転という項目がありまして、その1.に、読み上げますと、非自発的住民移転及  
び生計手段の損失はあらゆる方法を検討して回避に努めなければならない。このような検討を経て  
も回避が可能でない場合には、影響を最小化し、損失を補償するために、対象者と合意の上で実効  
性のある対策が講じられなければならない。

次のページにも、もう読み上げませんが、20ページの1番上の2.のところも生計手段の損失につ  
いて書いていますので、そこが該当するということになります。

以上です。

○小椋委員 では、ここ村山委員、よろしいですか。

○村山委員 はい、ありがとうございます。

確かに世銀のESSには生計回復という項目がなくて、この5番のところに経済的な移転という点  
で入っているのかなと思います。表現としては今の小島課長がおっしゃった点でカバーされている  
んだらうなとは思いますが、少し精査すべき部分もあるかもしれないので、そこは時間をかけて検  
討してみたいと思います。ありがとうございました。

○石田委員 小椋主査、石田ですけれども、よろしいでしょうか。

○小椋委員 はい、どうぞ、石田委員。

○石田委員 二つありまして、まずはモニタリングの例なんです、14番で私が挙げさせていただ  
いたように、レビュー報告書の4-29でモニタリングの5つの例が詳しく報告されていて、もちろん  
毎度のように助言委員会、全体会でモニタリングをきちんと正しく行われた上というのは報告さ  
れているので、とてもいいことだというふうに理解しています。

ただ、こうやって文字に書いてモニタリングの例を出していただくと、幾つか私、その質問

の狙いに書いたように、パターンができて、パターンを見ると、例えばインド高速輸送の特に問題が報告されていない点、これはモニタリングとして意味があるんでしょうか。使える情報と言えないのではないんでしょうかというのがあって。

それから、例えば3番に、例えば2番のような農業の継続が認められるとか、耕作補償が問題なく支払われたというのは、きちんと隅々まで影響を受けた人たちの立場に立って、その絵として浮かぶ形で報告がなされているので、影響を受けた人たちのその後はどうだったということがきちんとモニタリングとしてわかるんです。これはとても意味のある報告だと思います。

3番目のパターンは、これはタンザニアですけれども、井戸の浄水供給が整えられていると。これはもう事業側が要するにやりました報告ですよ。約束どおりに供給しましたと。約束どおり供給したけれども、受益者側、実際に使う側がいろんな条件で使えないとかそういうこともあることが途上国の場合、多いんですけれども、それに全く触れられてないと。かつ、浄水供給が整えられたと、供給側が自分の責任を果たしたと、それはそれでいいんですけれども、じゃコミュニティとしては実際に給水を使っている方々はその変化に満足しているのか、それから使えないことはないのか、そういうことは一切確認できてないんです。

なので、ガイドラインの範囲をちょっと超えるのかもしれないんですけれども、モニタリングについてはもう少し工夫されるようなことを、何らかのモニタリングにおけるガイドラインのようなものを、末端の人たちの変化まできちんと確認しようというようなことを、FAQでもいいからやはりちょっと、指導されるJICAさんの立場としては書いておいたほうがよろしいのではないかなという気がするんです。それが1点です。

続けてもう一つ申し上げたほうがよろしいでしょうか。どうでしょうか。

○小椋委員 はい、どうぞ。

○石田委員 2点目は、スライドの論点8.1の3ページ目を見てふと思ったんですね。ガイドライン自体は私たちは事前準備調査やモニタリングなど、要するに大型のインフラものを、A案件、Aクラス案件ばかり見ているので、そこが議論の中心になりますけれども、JICAガイドラインとして銘打っているからには、幾つかの技プロにも関係していくのと思うんです。

そうすると、かつて私が中国で見たときには、中国政府は災害防止計画のために、独自に災害防止プランをつくって、そこに住む住民を強制的に移転させているんですよ。移転させた人たちのところに、お宅にお伺いしてインタビューしたことあるんですが、そうするとある女の子は、村で1番勉強ができてすごく期待されていたんだけど、移転の費用が非常に少なくて、家を建てる費用は自分で稼がなきゃいけないと。そうするとお父さんは、本当に黒竜江省とかに出稼ぎに行くんです。娘は結局、大学に進学できなかったということをお母さんと娘は話してくれました。

だから、そういうことがいろんな制度が整っていない途上国の場合、あると思うので、災害防止プランを立てるときに、移転させられてしまう人たち。それはfor the greater goodというか、地域のためにやっているのだから、それはとてもいいことなんですけれども、そういうことで泣く泣く移転されてしまう人たちへの補償というか、配慮というものはガイドラインに書かなくていいんでしょうかということなんです。

以上です。

○小椋委員 これはJICA事務局、小島課長ですかね。

○小島 はい、小島です。石田委員、ありがとうございました。

1点目のモニタリングの件については、多分その先方実施機関、あるいは実際工事を行っている業者として、このようなことをやったというポイントも重要だけれども、それを踏まえて住民の皆さんがどう思っておられるかというのをモニタリングできないかというご指摘と受け取りました。

○石田委員 そうです。

○小椋委員 そうですね、なかなか工事期間中に住民の皆さんの意見を途中途中で聞くというのは難しいんですけども、事後評価するときには完成して出来上がったけれども、住民の皆さん、途中段階どうですかというようなことは聞くことはあります。そういうのはお示しすることはできるんですけども、特に途中段階で、例えばまだ住民移転の交渉中とかというものについて、住民の皆さんがどう思っておられるかというところが調べられるかというところ、そこはまだ難しいところがあるのかなというのが今、ご指摘を受けてちょっと考えたところでございます。

○石田委員 石田ですけれども、そうすると、事後評価という制度で住民の人たちの変化とか満足度というのは測れるというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○小島 それも、いろんな要素からそのプロジェクトを事後評価しますので、環境社会配慮面だけではならずなので、どこまで深く住民の皆さんの意向を確認できるかというところがありますけれども、簡単なインタビューぐらいはやっているケースもあるんじゃないかなと思われま。

○石田委員 ありがとうございます。

○小島 もう一つ、石田さんおっしゃった二つ目の指摘で、例えば日本の協力で防災計画をつくりなさいというようなことで協力して、几帳面なA国はそれに基づいて計画をつくって、インフラも造ろうとしたけれども、結果、移転が生じてしまって不幸なパターンになってしまったと。それはJICAが資金提供、資金協力をするしないにかかわらずということだと思います。

事例として、防災計画みたいなものをつくる場合、当然ながらこの地域は洪水の危険性があるよ、この地域はないよというような、例えばマッピングをしたいと思います。それで、危険性が多いところについては堤防を造るから、ちょっとどいてくださいねというようなことも出てくるかもしれません。

JICAの技術協力においてそういうのを指導する際には、当然ながら移転がどれぐらい生じる可能性があるかとか、このような情報を公開したらどのような影響を与えるかということも踏まえてやっておられると思います。

ご指摘のあった中国の事例に、ごめんなさい、JICAが関係したかどうかまでは、すみません、知らないのです。

以上です。

○石田委員 ありがとうございます。いえ、JICAは直接には関与していません。JICAが登場する前に中国側が既にそのようなことをしてやっていますという報告を受けたというか、知ったという次第です。

○小島 そういうことがあったので気をつけてねという意味ですね。

○石田委員 そうですね。それと今おっしゃった、お金を貸してインフラ工事を進めるのであれば、その予算の中で日本と相手国側で協議をしながら、強制的に移転がないように気をつけるということはジュリスディクションというか、責任範囲内でできると思うんですが、技協の場合はそんなお

金、相手に貸さないじゃないですか。あくまで技術協力を提供するだけなので、そこら辺で。だから、技協で災害防止プランを立てた場合に、どうしてもこの人たちには退いてもらわなきゃいけないねとなったときには、ガイドラインとしてやはり適用されると考えておいてよろしいですね。また違った角度から質問しますけれども。

○小島 今日議題とはちょっと変わっちゃうんですけども、例えばマスタープランをつくる時とかに、それは技術協力でやる中でどういうふうに環境社会配慮を行うかというのはきちんと定められていると思いますので、それに基づいて審査するということになると思います。

○石田委員 はい、わかりました。ありがとうございます。

○小椋委員 それでは、ほかにこの住民移転のテーマに関して質問、あるいはここで言うておきたいコメント等ございますでしょうか。

どうぞ、村山委員。

○村山委員 ありがとうございます。先ほどの強制的な移転の話ですが、Annexの1を読んでみると、今回のESFで物理的な移転と同等のレベルで経済的な移転も扱おうとしているように見えます。そういう意味では、事前資料の3ページ目にあるような移転計画、RAPと呼ばれているようなものと同等のレベルで生計回復についても計画をつくるということがどうもあるようなので、その点についてはガイドラインの改定でも検討の余地があるかと思っています。

以上です。

○小椋委員 今の点に関して、JICAさん側から何かコメントございますか。

○小島 ありがとうございます。

そうですね、私たちとして配慮すべきとなった際に、Economic displacement planをまたつくるのかというと、多分そこまではいかなと思いますけれども、それに非自発的住民の中で一つ読み込んでいくというのもあるのかなというふうに考えます。

○小椋委員 村山委員、今のJICAさんのレスポンスでよろしいですか。

○村山委員 はい、その形はあるとは思いますが、場合によっては住民移転はないけれども、生計の損失はあるという例もあると思うので、その場合はちょっと別途の扱いが必要だと思います。

以上です。

○小島 小島です。ご指摘のとおりだと思います。

○小椋委員 はい、わかりました。

そうしましたら少し、私もちょっと今、回答だとか、どっちも見比べながら、ざっと皆さんの委員のご疑問だったりレビューしていますけれども、とりあえず23ぐらいまでは皆さん大体いけているのかな。

あと、ほかの委員の方ですけど、あるいは重田委員のほうから、苦情処理メカニズムと苦情受付制度、あるいは異議申立制度の関係についてコメントないしは質問を出されているんですけども、ここで何かございますか、作本委員、重田委員。

○作本委員 作本です。よろしいでしょうか。

○小椋委員 はい、どうぞ。

○作本委員 特に質問ではないんですが、先ほど小島課長から3ページの法的枠組みと制度的枠組みのことで注意をいただきまして、ありがとうございます。

私自身もいわゆる紛争処理に関わるメカニズムが仕組みとしまして、この3ページに書いてあるリスト、構成要素の中の法的枠組み、制度的枠組み、さらに行政処理メカニズム、あともう一つはJICAさんがつくっておられる異議申立て、4つあるわけですね。4つのそれぞれのいわゆるその所轄というものを整理する必要があるのかどうかということで今悩んでいたところなんです、制度的枠組みという場合に、恐らく行政上の不服申立制度とか、国内にあるものかなということと考えると、その5番に書いてある法的枠組みと区別しているんだなというようにこの記述は考えられました。それ以外に、GRMとしても12番であります、苦情処理メカニズムというものを設置するというふうに、いわゆる別々のものとしてこの世銀は考えているように理解いたしました。

この苦情申立てに対しての範囲が、先ほど土地から生計補償、いろいろと広がっている中で、十分対応できるのかなという仕組みなんですけれども、柴田委員の16番の質問にもあったんですけれども、それぞれの制度がもしかして重なるところがないのかどうか、あるいはそういうことがなければそれでよろしいかと思うんですが、ちょっとそれが不安になります。

あともう一つは、異議申立制度は世銀に倣ってJICAさんが立派な制度をつくられて、これまでも何件か対応してこられているということなんですけれども、私のほうの質問、25番との関連なんですけれども、どこまでの間口をこの異議申立て、ガイドラインに適合するかどうかという判断で、今は対象を確定しておりますけれども、これでいいのかなとちょっとぼんやりした不安があります。もしJICAさんのほうでこの辺りの説明は、書いていただいたご回答で十分説得力あるものでありますけれども、何かもう一つすみ分けみたいなものを考える上で、指針になればありがたいと思います。

以上です。

○小椋委員 ありがとうございます。

では、JICAさんのほうから何かコメントございますか。

○小島 小島です。私も恥ずかしい話なんです、苦情処理メカニズムとJICAガイドラインの異議申立てのメカニズムをごちゃごちゃに考えていたこともあったんですけれども、今、分けて考えるようにしています。

どういうふうに分けるかという、JICAの環境社会配慮ガイドライン異議申立てについては、そのJICAのガイドラインとの関係において途上国の方々が異議がある場合は申し立てるというような、そこを制限しているという、そこがポイントだと思います。

それに比較して、ここの住民移転のところでは、JICAではなくて、むしろ実施機関であったり、あるいは労働の話であったらその受注業者、コントラクターが労働者あるいは、例えば工事周辺に住む住民の皆さんが日々の軽い不都合も含めて何かあった際に、苦情を言って、それをきちんと処理する仕組みをつくるというところでございます。

苦情処理メカニズムで、例えばわかりやすいのは、建設現場からは少々離れているけれども、毎日のようにダンプトラックが通って、土煙も音も振動もすごいと、しかも夜間通るといようなことがあった場合には、そのそういう被害を受けている住民の方が自治体なり、あるいはそのコントラクターの苦情処理メカニズムの電話番号にかけて、こういうことが起きていて、事前の説明だけれども、こういうこと起きないと言ったじゃんというようなものを申し入れて、その是正を図るというようなプロセスだと考えています。

それとはさらに別に、ケニアだったらケニアの裁判所を通じた訴えというものもちろんあると思

いますので、住民あるいは現地のどなたかが何か不都合が起きたときに申し入れることができる通報窓口を、法的なものとは別に作ると。もちろん苦情処理メカニズムに申し入れるけれども、さらに法的に訴えるというのもあると思います。さらに、それがJICAのガイドラインが遵守されていないということであれば、JICAの環境社会配慮ガイドライン異議申立てプロセスに提案していただくというのもあるんじゃないかなというところです。

言いたかったのは、JICAの環境社会配慮ガイドライン異議申立てプロセスと、現地の自治体、あるいはコントラクター中に持っている苦情処理メカニズム、それと現地の政府の中にある裁判所の制度、その3つがそれぞれ働いているというような考え方を私はして、理解をしているつもりでございます。以上が皆さんの理解に助けになればと思ってご説明しました。

以上です。

○小椋委員 小島課長、ありがとうございました。作本委員、今のご説明よろしいでしょうか。

○作本委員 作本ですが、大変わかりやすいご回答でありがとうございます。窓口をいろんなところに確保すると、社会のレベルという失礼ですけども、それに合わせて窓口を用意するという事で、とても納得させていただきました。

というのは、私ちょっと頭の中に今思いつているのは、確かインドネシアに2012年の公益土地収用法なんですけれども、この中で例えば苦情を受け付けたら500日程度の期間の間に紛争処理を、裁判期間も含めて解決しろということで、かなり強硬な手続規定を持っていますので、ほかの窓口と衝突しなければいいなということで、ちょっと悩んでいたんですけども、小島課長の話聞いて、いろんな形での相談窓口を用意するという事で、とても前向きなご回答でありがとうございました。

以上です。

○小椋委員 わかりました。

あと、この異議申立制度については、33番で重田委員も住民参加、あるいは女性の参加という切り口で質問しておられるんですけども、重田委員、よろしいでしょうか。

○重田委員 重田です。私が質問した意図というのは、幾つかそういう窓口を設けてもらって、苦情処理メカニズム、現地政府レベル、それぞれいろいろ自治体レベルとか、あとJICAの異議申立制度もあります。ただ、やはり、特に女性とか社会的に弱い立場の人というのは、なかなかこういう苦情処理とか異議申立てはハードルが高い場合があります。だから、よりそういった女性とか地域の権力構造の中で声を上げられない人たちがアクセスできるような、そういった苦情処理なり異議申立制度になっていただきたいです。特に女性など声の出しにくい、脆弱者の人たちに対しての苦情処理のシステムをご検討いただければと思います。

以上です。

○小椋委員 ありがとうございます。

JICAさん、今の重田委員のコメントに関して何かございますか。

○小島 重田委員、ありがとうございます。

私自身、ちょっと悩んでいるのが、そういう立場の弱い方々が、例えば煙がもうもう立っているというふうに苦情処理しようとするときに、どういうふうなメカニズムにすると一番提案しやすいかというところですね。多分これも国によると思うんですけども、日本だったら自治体に設ける

というのが1番地理的に便利で、中立的だと思いますけれども、国によってはそのような制度だと逆に後々いろんな被害に遭ってしまうかもしれないと思います。

あるいは、例えば現地のコントラクターであっても、そうしたら現地の政治家とつながっていて云々というのかというのがあったりしますので、ここは国によるところではありますけれども、いずれにせよ、まずそういう窓口を設置してもらおうというのと、あとはおっしゃったとおり、弱い方々がどのようにアクセスできるかというところはポイントだと思います。

以上です。

○小椋委員 ありがとうございます。

重田委員、今のJICAさんからのお答えでよろしいですか。今までのところよろしいですか。

○重田委員 聞こえますか、重田ですけれども。

○小椋委員 はい、どうぞ、重田委員。

○重田委員 今のコメント、ありがとうございます。

小島課長、それでやはりその苦情処理に関わる、異議申立てに関わる場面でJICAがもう少しそこを音頭を取って、そういう人たちの声を吸い上げるとか、信頼できる現地のNGO、パートナー団体、そういうところと一緒に調整していただくということをやはりしていただかないと、現地政府のペースで進んでしまう場合が非常に多いので、そのところに上手くJICAが調整していただくように、介入していただくようお願いしたいと思います。

以上です。

○小椋委員 ありがとうございます。

JICAさんから何かありますか、さらにコメント加えるところは。

○小島 ご意見いただきまして、ありがとうございます。

○小椋委員 会議が開始して約1時間ぐらいたっているんですけども、ほぼほぼ質問、コメントをざっと言ったかなという感じが私はしているんですが、ほかに委員の方からこの点に関して何かコメント、質問、これは聞いておきたいというようなところがございましたら、ご発言お願いいたします。

○木口委員 木口です、よろしいでしょうか。

○小椋委員 はい、どうぞ、木口委員。

○木口委員 21番で挙げたんですけども、生計手段の変更や中断などが余儀なくされる場合に、その移行期間の支援が求められるというのをESSのAnnexのほうには記載があるんで、これはぜひ今後のガイドライン改定に反映させていただきたいなと思っておりますが、実際に移行期間が支援が上手くいかずに、住民が貧困化してなかなか問題解決が難しくなっているというケースもありますので、合理的な範囲で検討いたしますということなんですけれども、ぜひお願いしたいと思います。できれば助言を残していただきたいと思いますと考えています。

以上です。

○小椋委員 わかりました。

どうしましょう。ここで約1時間たったんですが、休憩取りますか。

○小島 小椋主査、ちょっとよろしいですか。

○小椋委員 今の件、はい、どうぞ。

○小島 今回、休憩の件はちょっとまだなんですが、今回も1時間議論した内容のまとめをさせていただいて……

○小椋委員 お願いします。

○小島 助言案はまた別途つくって、見ていただくんですけれども、出てきたキーワードを並べるぐらいでちょっと容赦いただければということで、今から述べたいと思います。

○小椋委員 わかりました。じゃ、レビューしましょう、今までの議論を。

○小島 まず最初にあったのは、地役権の扱いについてですね。これは扱いについて検討することというところで、多くの国では地役権についてきちんと制度はないんですけれども、どのように補償するのが適切なのか検討すべきというようなお話を小椋委員から頂いています。

一つが、その移転の際の住民との合意文書について、きちんと取り交わすようにというところが指摘として頂いているところでございます。その後に、住民移転全般について、あるいは土地収用全般について女性がより弱い立場、あるいは影響を受ける立場にあるので、ジェンダーについて調査の段階、あるいは実施の段階についても、モニタリングの段階についても、きちんと踏まえるところというようなご指摘を受けたと考えています。

次が、石田委員からのモニタリングの話を受けましたが、ちょっとこれは置いておいて、私はその後に村山委員から、物理的移転もちろん踏まえるんですけれども、経済的移転についても世銀のESFに準じてきちんと検討すべしというようなメッセージを頂きました。

最後にトランジションですね。移行に当たって、移行期間への支援を、補償をどのようにするかというのもきちんと踏まえるべきというようなご指摘を受けたというふうに受け取っています。

こんな感じでよろしいでしょうか。

○小椋委員 各委員の方から、今の小島課長のご説明で足りないところとかございましたら、何かコメントなりご質問、お寄せください。

○石田委員 石田ですけれども。

○小椋委員 はい、石田委員、どうぞ。

○石田委員 ありがとうございます。ちょっと置いておいてと言われましたけれども、モニタリングはとても重要で、もちろんJICAさんがきちんと私たちに対しモニタリング報告されているのを全体会議に出て知っていますけれども、やはり先ほど申し上げたように、あまり意味のないモニタリングもあると思うので、その点については今ここでどういう文言がいいかは考えられないですけれども、JICAさんのほうから助言の素案が出た段階で、追加的に多分コメントを入れると思います。

以上です。

○小椋委員 石田委員、ありがとうございます。

○織田委員 織田ですけれども、いいですか。

○小椋委員 はい、織田委員。

○織田委員 あまり議論にはならなかったんですが、私はこの決定は大事だと思う点が、18番に木口委員が指摘してらっしゃる点なんですけれども、法的・慣習的権利を有さない住民の移転についてなんです。これについて、JICAの回答のほうではかなり実施しておるケースもありますということで、特にこれは何かレスポンスが必要というふうな認識は示されていないんですけれども、やはり世銀のガイドラインにも書かれているところですので、ちゃんとそのことをもう1度残すよう

にしたほうがいいんじゃないかというふうに思います。

以上です。

○小椋委員 これに関して、小島課長、何かございますか。

○小島 そうですね、ここはESSにもきちんとというか、述べてあることはそのとおりで、実際のプラクティスとしても非正規の移転であっても移転先においてはきちんと提供されるというのは私たちもこれまでやっていたことなので、ちょっと書きぶり考えたいと思います。

○織田委員 よろしくをお願いします。

○小椋委員 はい、わかりました。

○小島 あと、石田委員、ごめんなさい、言い方が悪かったです。私の頭にちょっと思い浮かんだのは、モニタリングについて、そういえばどこかのワーキンググループで議論したときの書きぶりがどうだったっけなとちょっと思って、言い方を躊躇しているうちにさっきみたいな発言になった、すみませんでした。

○石田委員 いえ、小島課長、フォローアップありがとうございました。私も悪意には全然解釈していません。ありがとうございます。

○小椋委員 ちょっと先ほどの織田委員の質問の18、木口委員がされたところにもありますけれども、これは32番で重田委員も同様の質問をされておられますので、重田委員、今の回答、あるいは何かで助言残すとか、よろしいですかね。

○重田委員 そうですね、とりあえずこれでいいんじゃないかと思えますけれども、補償のない住民が、例えばカンボジアでも、強制移転とか非自発的移転で、補償されていないというケースが結構あり、JICAではないんですけれども、ほかの事例でも幾つか見られますので、やはりそこはくれぐれも慎重に、住民移転の際の補償とか移転の在り方というのは検討していただければと思います。

例えばプノンペンだったらプノンペン、市内の特別区とか、そういう自治体もありますし、各移転地区にはその住民のリーダーなどもおりますので、そのような自治体や住民リーダーと話し合っていけるような形でガイドラインの中に上手く収めていただければと思います。

以上です。

○小椋委員 ありがとうございます、重田委員。

○織田委員 すみません、今の点、私の最初の説明がちょっと足りなかったというか、まずかった、ポイントがずれていたと思ったんですが、大事なのは、移転に当たって法的な居住が認められるように、できるだけ配慮するというのが大事なのではないかと思うんです。今は非正規なんですけど、正規になるような形にするということで、確かに今までもほかの国で、例えばフィリピンやなんかはそうだったと思うんですけれども、住居を用意しますというのがあって、これは本当に安心できる方法だと思うんです。非正規から正規にならないようにするという手立てが大事だという点が大変だと思ったんです。すみません、ちょっと言い方が悪かったと思って。よろしくをお願いします。

○木口委員 木口です、よろしいでしょうか。

○小椋委員 はい、どうぞ、木口委員。

○木口委員 織田委員、どうもありがとうございます。私が言うべきところをフォローしていただきまして、ありがとうございます。

まさに今おっしゃられたとおりで、あと今、重田委員がおっしゃったように、カンボジアなどいろいろな問題が起きているんですけれども、JICAが関わらないケースでも、ガイドラインにこうって明記してあって、ほかの事業でやっているということになれば、ほかの事業の被影響住民の方が、こちらではできているのに、なぜ自分たちのケースでできないんだというようなことを自分たちの政府に言ったりできるという可能性もあります。JICAの業務の範囲外になるかもしれませんが、全体の水準を上げるという意味で、こういったことがガイドラインに明記されていることというのは重要なことと考えております。

以上です。

○小椋委員 はい、ありがとうございます、木口委員。

ほかの委員の先生方から何かここでさらっと、あるいはコメント追加でございますでしょうか。もしなければ、ちょうど3時8分、9分かかるところなんですけど、ここで5分ほど休憩取りたいと思うんですが、よろしいですか。

○重田委員 結構です。

○小椋委員 じゃ、JICA事務局さんもよろしいですか。

○小島 はい。じゃ、今が15時10分なので、15時15分ぐらいにしますか。

○小椋委員 はい。じゃ、15分から再開いたします。次は先住民族のところに参加します。じゃ、よろしくをお願いします。

午後3時11分休憩

午後3時17分再開

○小椋委員 そろそろおそろいですか、皆さん。よろしいですか。

それでは、ちょうど15分になりましたので、再開いたします。

では、小島課長から、またハンドアウトの説明をお願いします。

○小島 はい、小島です。今回も短く説明させていただきます。

論点8.2から8.4なんですけれども、先住民族についてです。ESS7で先住民族について記載があるというところがございます。

まず最初に、英文のタイトルが一つとても長いものになっていて、Indigenous Peoples/Sub-Saharan African Historically Underserved Traditional Local Communitiesというふうになっています。これは世銀がESSをつくるに当たって、世界中でコンサルテーションをやったんですけれども、その際にアフリカの諸国からIndigenousということにくられるのは間違いだと、私たちそもそもIndigenousなんだというところであって、こういうふうな名前が今、1番当たり障りのないものとして選ばれているんじゃないかなと思います。

私たちとしては、先住民族、あるいは少数民族という書き方を既存のガイドラインでしていたので、このSub-Saharan African云々というところまでは、少なくとも和文においては書かなくていいのかなと思っています。英文にする際に、この訳語をどうするかというのはちょっと考えたいです。

もう一つポイントが、従来の世銀の政策においてはFPICというのが非常に象徴的にありました。つまり、先住民族の皆さんに対してFree, Prior and Informed Consultationというのが従来のセーフガード政策で書かれていたことです。計画を実施するに当たっては、Free, Prior and Informed Consultationを行わなければならないというところがございます。今回ESSにおいては、その最後

のCがConsultationではなくてConsentになったというところでございます。

私たちは全然強調する意図はないんですけども、ESSIにおいてはこのConsentという言葉に全員が必ずしも賛成、全員一致の賛成でなくてもいいというような書き方は2か所ほどされているので、それを単に書き出したただけでございます。

論点8.4の3枚目のスライドで、ここどういふふうに配慮するかというところがESSの中に書いてあって、これは私たちも数少ないながら取り組んできたところはあるので、引き続き継続するのかなというふうに考えています。特に言葉、あるいは地理的愛着、あるいは文化とかというところで配慮が必要というのも書いてあったりします。

4枚目のスライドなんですけれども、ESS7のGuidance Note Appendixには、仮に先住民族計画をつくる場合には、こういうところに配慮すべきというところで書き出されているところでございます。

レビュー調査の結果がスライド5枚目から書いていますけれども、私たちのプロジェクトの中で、先住民族居住区などへの影響があったものは3案件確認されて、それぞれに配慮されているというところでございます。

最後のスライドで、検討のポイントというふうにあるんですけども、この呼称をどうするかというところ、和文もそうですし、英文、英訳するときはどうするかというのと、最後のConsentというのをどういふふうに考えるか、それと先住民族の方々がおられる地域で事業を進めるに当たって、どういふふうな配慮をしていくかというところがポイントになるかなというところでございます。

以上です。

○小椋委員 小島課長、ありがとうございます。

それでは、委員の皆さんから、特にこれはIndigenous PeoplesとかSub-Sahara、この語彙の定義については随分多くの委員の方からご意見、あるいは質問を頂いていますので、どなたからでも結構ですから、質問ないしはコメントをお願いいたします。

特にないですか。

○織田委員 織田です。

○小椋委員 はい、織田委員、どうぞ。

○織田委員 特にないんですけども、自分で書いたことを思い出しながら。

一つはここのところ、呼称の問題と同時に、定義の問題と、その二つが問題になっているかと思うんですけども、呼称について、Sub-Sahara Africanというのをわざわざ日本語で入れるというのはちょっとややこし過ぎるので、入れてないというJICAの方針については、私はそのほうがいいんじゃないかなというふうに思います。

ただ、もちろん、その定義のところ、先住民族であり少数民族であるということについて、特に少数民族というか、いろいろ不利な立場にあるこのSub-Saharaの後にあるHistorically何とかというのがありますね。その辺のところはやっぱりきちんと少し踏まえるような形にしたほうがいいかなとは思っています。

それは、先ほどのご説明にあった経済的社會制度とか主流層とは異なる言語とか、そういうこと以上にもう少し歴史的な不利な立場に置かれたというところも、どこかに加えたほうがいいんじゃない

ないかというふうには思います。

以上です。

○小椋委員 織田委員、ありがとうございます。

これに関しては、作本委員が随分説明を加えていただいているんですけども、作本委員から何か説明ございますか。

○作本委員 特にありません。私も一生懸命辞書を、今もスマホでこのIndigenousって何回も繰り返し登場しますので、辞書で適訳がないかと思って見ていたところなんで、やはり先住民族、日本語がどうもしっくりはこないんですけども、先ほどの少数民族というお話もありましたが、それよりはこの先住民族のほうはまだいろいろ解釈が可能だし、あるいは世銀がこの言葉に、あるいはSub-Saharaの説明に込めた意味合いを、今、織田委員がおっしゃるように、何か別の箇所では我々が記憶しておくというような、あるいは書いておいても結構ですが、ガイドライン本体に書かずとも、そのような対応でよろしいんじゃないかと思えます。

ただ、これからJICAさんのプロジェクトがだんだんアフリカのほうへ向かっていくとなると、今のアジアよりはもっと難しい部族間の衝突の問題に関わってくることになるかと。やはり世銀さんのほうの整理方法のほうが参考になるんじゃないかなと思います。

以上です。

○小椋委員 ありがとうございます。

これは石田委員も同じく、少し記述しておくことが必要というコメントを寄せられているんですけども、石田委員から何かご意見ございますか。

○石田委員 すみません、石田です。既にほかの委員の方々が詳しくおっしゃっていただいたことに同意です。

以上です。

○小椋委員 はい、わかりました。

それでは、呼称だとか定義に関して何かここでおっしゃっておきたいというところがございませうでしょうか。

田辺委員からございますか。何か差異が生じるかどうか確認したいということを書いておられますが。

○田辺委員 特にございません。

○小椋委員 よろしいですか。

○寺原委員 寺原です。

○小椋委員 はい、どうぞ、寺原委員。

○寺原委員 これ、定義が同じかどうかというのがちょっと微妙じゃないかと思っているんですけどね。Indigenous Peoplesというと先住民族とほぼ同じかと思われるんですけど、先に住んでいる、後から来たというような意味が強いと思うんですけども、このSub-SaharaのUnderserved Traditional Local Communitiesとって、私のイメージは何か遊牧民とか、あまり定住していない人たちを指すんじゃないかなと思うんですけどね。これでやっぱり住んでいるか住んでいないかではなくて、Local Communitiesという訳になっているんじゃないかなという気はしています。

ですから、その40番の質問にある田辺委員の質問のとおり、実際の差異が生じるかどうかの確認

というのが、世銀が考えているこういう表現と、JICAが今まで使っていた表現で、少数民族と先住民族でカバーできない、または違うものを指しているのかどうかというのをちょっと確認させていただきたいと思っています。

以上です。

○小椋委員 寺原委員、ありがとうございます。

小島課長、今の差異に関してどうでしょう。コメントございますでしょうか、ご説明。

○小島 小島です。世銀のコンサルテーションの際に、何でアフリカの国の人たちがこれを主張したのかと、その理由まではよくわからないところはあるんですね。私の受け取り方としては、通常のプロセスで住民ステークホルダー協議をやっていても、なかなかその意向をお聞きすることができない方々。その理由が、文化的とか、言葉とか、地理的なものも含まれるのかもしれませんが、あるいは、そもそもその国の、行政のカバレッジの中に含まれていないということもあるかもしれませんが、そういう方々がおられる場合においては、きちんと普通に進めるのではなくて、より丁寧に事前に自由な意思で意思決定ができるように、きちんとアクセスするというのがこのESS7の趣旨なのかなというふうに考えているところです。大ざっぱな理解ではありますけれども。

そういう方々に、どういうふうに外部である私たち日本人、あるいはJICAによって雇われたコンサルタントの皆さんがアクセスするかというと、やっぱり現地のことを知っている方々にきちんと話を聞いて、きちんとケニアだったらケニアの憲法とかに位置づけられているような民族の方だったらいんですけれども、それよりさらに小さい方ももしかしたらおられるかもしれませんので、そういう方々がおられるかどうかというのは、可能性があるんであればきちんと把握するというのがポイントなのかなというふうに考えています。

ごめんなさい。ご質問の趣旨とは違うんですけれども、本件の定義というよりも、そのアプローチの仕方として、ここでいろいろ述べていることなのかなというふうに受け取っています。

以上です。

○小椋委員 小島課長、ありがとうございます。

寺原委員、今の小島課長のコメント、よろしいですか。

○寺原委員 ちょっとよくわからないところもありましたが、田辺委員としてはいかがでしょうか。

○田辺委員 回答のほうで、実際に実態に差異が生じることはないと考えられますということなので、基本的には先住民族の特定において、この名称を変えても変えなくてもカバーされるということであれば、特に異論はないんですが。

○作本委員 すみません、作本ですが、よろしいでしょうか。

○小椋委員 はい、作本委員、どうぞ。

○作本委員 先日というか、先だってJICAで取り上げた案件で、インドのカースト制度がありましたですね。これは先住民族と呼ぶか少数民族と呼ぶかわかりませんが、いわゆる国が憲法でもってこのカースト制度を認めていると。同じようなことはマレーシアでもあるんですね。マレーシアにもこれからの日本が援助を出すかわかりませんが、やはりマレー系の人たちを底上げしなければ、経済的に優遇しなければ社会が成り立たないという、そういうところから出発した国では、いまだにこういう特定の部族というか、種族、これを底上げする、差別的に優遇するということをやらなければやっていけない、そういう性格を持っているかと思います。

今のはアジアなんですけれども、例えばアフリカは私もこれ、友人から聞いた話なんです、いわゆる部族間が対立する中で、少数であるとか大多数であるとかは別にして、すぐ紛争を起こしてしまう、なかなかコミュニケーションが成り立たないというようなところで、どうやって今後の事業を展開、実施できるかということになると、やはり世銀さんの定義のほうはまだ入り込みやすい。言葉が先住民族とはなっておりますけれども、そのほうが入りやすいし、対応しやすいんじゃないかという、そういう考え方に立っております。

以上です。

○小椋委員 作本委員、ありがとうございます。

ほかの委員から、あるいはJICAさんのほうからレスポンスとかございますか。

それでは、次のトピックに移っていいですかね。

次、恐らくFPICという、Free, Prior and Informed Consentのところ随分各委員の皆さんからご質問なりコメントを頂いているんですけれども、そちらのほうで何か質問、あるいはコメントございますか。51番以降になります。

特にこれは木口委員とか織田委員から事前協議とか事前の合意と、協議と同意の違いという、同じようなご質問が出ているんですけれども、何か両委員からございますでしょうか。

○織田委員 じゃ、織田が先に喋ります。いいですか。私は合意にしたほうがやはりいいと。というのは、これまで協議という言葉を使ってきたときに、時にはその説明の手段として使われたり、それから話し合うということ、もちろん意味のある協議というので双方向のコミュニケーションが可能なものというようなことは、ほかの部署であったとは思いますが、ここではやはり世銀のほうで、ConsultationではなくてConsentだというふうに言っていることを受けて、やっぱり一応合意だと。ただし、合意とは言っても、全員一致の合意ではなくて、少数か何かわからないですが、必ずしも全員が一致するものとは言わないけれども、これをConsultationとは別に合意としたということですので、これを日本語に置いたときに、既に私たちはConsultationを協議というふうに訳してきましたので、やっぱりこのところでは少し、Consultationではなくて、みんなの意見だという意味で合意という言葉に変えたほうがいいんじゃないかというふうに思います。

以上です。

○小椋委員 木口委員、ございますか。

○木口委員 ありがとうございます。

多分、国際的にこの解釈といいますか、FPICについて柴田委員がご説明を55番で書いてくださっていますけれども、解釈が変わったというのは正確じゃないのかもしれないんですが、こういう何か世界的な合意が1点あって変化があったというふうに理解しています。なので、変更して参照することには基本賛成しているんですけれども、ここでガイドラインにも書いてある文脈ということではないのですが、個人的には先ほどお話があったように、今後アフリカ等で事業が増えるということで、なかなか日本の市民社会の目も届かない場所も多いですし、部族間の対立とか非常に難しいところであることがあるので、できればいわゆる先住民族という方たちに影響がない形で事業が行われることが望ましいのではないかというふうに思っております。

また、このFPICの参照は重要でありますので、特にこの分野の専門家の方からきちんと情報収集して議論していくべきではないのかなというふうに考えております。

以上です。ありがとうございます。

○小椋委員 これに関して、その合意のレベルとか集団的合意、あるいは合意とみなし得る判断基準というのは、ほかの委員の先生方からも、この合意の定義、あるいは合意のレベル感というのを質問あるいはコメントがなされているんですけども、作本委員、寺原委員、村山委員、重田委員、何かございますか。

○重田委員 ちょっと電波が今、途切れていたので、もう1度要約していただいてもいいですか。

○小椋委員 もう1度申し上げますね。今しがた木口委員、あるいは織田委員から、協議という言葉よりやはり合意のほうがいいんじゃないかという、言葉の定義のお話がありました。

次に、合意のレベルを質問しておられる委員の先生方、重田委員も含めていらっしゃるのので、それに関して質問された委員の方から何かございますかという質問を私が投げかけているところです。合意のレベル、あるいは合意とみなし得る判断基準。

○寺原委員 寺原です。

○小椋委員 はい、寺原委員、どうぞ。

○寺原委員 協議から合意とやっぱり重要だと思うんですが、やっぱりその集団として合意するというのは総意として合意するということであって、個別の方が反対していても合意とみなすとはつきり書いてあると、じゃ協議と何が違うんだということになりますよね。代表されている方が部族の長であったり、コミュニティの長であったり、行政の代表であればそれでもいいんですけども、何かそうじゃないような気がするんですね。名前が協議から合意に変わった点、1歩前進ということとは思っています。

ただ、その合意のレベル感、確かにわからないですね。JICAのほうの、私が見た範囲では、60番に書いてありますけれども、ガイドラインのほうでは社会的に適切な方法で合意としか書いてなくて、これはJICAさんのほうでは今までどうされていたのかなというふうに思っています。

以上です。

○小椋委員 作本委員、ございますか。合意とみなし得る判断基準についてという質問を出されていますが。

○作本委員 すみません、作本です。今の寺原さんをはじめ、出された意見で私もあまり違いないんですが、やはりこれまでのConsultationよりは、合意のほうがより厳しい条件だと思います。合意といったらば、我々はすぐどのような基準で、なぜ、どのようにということを当然要求されるわけですから、単に協議を行ったというだけよりも合意という、そういう線を出したことで自体がより厳しいレベルに持ち上がったというふうには思います。

ただ、合意とどのように判断するのかということは、やはりこれは先ほど寺原委員のお話にもありました。難しいですよ、これ。1人反対すれば成り立たないことになりますので。そうすると、みなすという言葉はどうしても使わざるを得ない。そうすると、みなす場合の条件というのを、基準をどうやって設定するのかと、そこまで詰めておくのかどうかという、そこら辺は私は悩ましいところなので、必ず反対者が少なくとも1人や2人は出るでしょうし、その辺りが難しいところだと思います。今までの議論で私は基本的には賛成でありますけれども。

JICAさんの書きぶりのほうは、これでよろしいかと思えます。

○小椋委員 はい、わかりました。

これは村山委員からも合意のレベルという話が出ていますけれども、村山先生のほうから何かございますか。

○村山委員 ありがとうございます。

国際協力の分野ではないんですけれども、合意形成については少し研究で扱っています。合意という言葉にはかなりセンシティブなんですけれども、今、作本委員もおっしゃったように、合意という言葉を使うことによって、国内では一つのイメージがあって、区画整理やいろんなレベルで合意という言葉が出てきたりするんですけれども、どれぐらいだったら合意になるのかという話があって、仮に合意という言葉を使った場合に、きちんとした説明をしないと国内ではわかってもらえないような気がしています。なので、仮に合意という言葉を使うとしても、どういう状態が合意なのかということを説明を加えておかないと、少し誤解をされてしまうのかなという気がします。

コメントの55番で柴田委員が書いておられるように、Consentという意味するところは、むしろそのメカニズム、workable mechanismというふうに書かれていて、私のコメントでも合意形成プロセスと書いているんですけれども、やはりきちんとしたプロセスが踏んであるということが重要なんだと思います。その結果として合意に至ればいいんですけれども、ある意味プロセスがしっかりしてなくても、合意すればそれでいいという考え方もあり得るので、その辺りのことも踏まえて、慎重に議論をして詰めていったほうがいいという気がしています。

以上です。

○小椋委員 ありがとうございます。

○重田委員 重田ですけれども、よろしいですか。

○小椋委員 はい、重田委員、お願いします。

○重田委員 今、村山委員が言ったように、やっぱり合意のプロセスは重要だということで、合意形成の話だと思うんですね。合意形成と結論は違うと思います。だから、ここで言う合意、全員の一致でないことも結論とみなし得ることもあると思います。だから、合意と結論は違うんだということを前提に考えておく必要があります。

以上です。

○小椋委員 はい、ありがとうございます。

この辺のちょっと悩ましいところですけども、ほかの委員の先生方からございますか。柴原委員ございますか、何かご意見、言っておきたいことが。

○柴田委員 柴田です。55番でちょっと長く書かせていただきましたのは、学会というのは国際影響評価学会のIAIAという学会が、2015年なんですけれども、社会影響評価のガイダンスを取りまとめていくんですが、その取りまとめに向けて5年近く、学会の中では世界銀行なんかがリードする形で、ずっと議論を、フォーラムですとかセッションを通じて議論をしてきたんですね。その議論を一つ集約する形で、2015年にそういったガイダンスをまとめておきまして、その中にこのFPICについてもまとめられています。

ここでやはり大事なのが、もちろんFPICは元々こういった先住民族への配慮の議論の流れの中で出てきた概念ではあるんですけれども、近年、Social License to Operateというんですか、SLOという形でよく言われるんですが、社会的にその事業の実施に対してちゃんと地域から受容されているということが確認された上で事業が実施されるということが大切ですよという議論の中で、

FPICの議論というのは近年やっぱり深まってきているかなというふうに考えます。

そうすると、やっぱり芯の部分は自ずとConsentというような考え方になるかなというふう思うんですけども、そのときのその合意のレベルといいますか、範囲といいますかにつきましては、確かにこの学会のガイダンスの中でも何か一義的に定義されているものではないですけども、それはやはりいろんな事業で、ケース・バイ・ケースで状況が異なりますので、それに応じてということにはなるとは思うんですが、やはり大事なものは、限られたエリートグループに限定されないということですね。

それと、コミュニティの中でworkable mechanismというふうに表現されているんですけども、実行可能な何らかのメカニズムというものをちゃんと見ていきましょうということが書かれています、もちろん日本のようにガバナンスのインフラが整っていれば、いろんな法律でどのレベルの合意を法律上の合意とみなすかというのは規定できると思うんですけども、全ての地域が必ずしもそうではないと思いますので、それぞれの文脈において、どのレベルがワーカブルなメカニズムなのかというのを判断していかないといけないということになってくるかなというふうに思います。

以上です。

○小椋委員 はい、ありがとうございます。

○石田委員 すみません、石田ですけども、よろしいでしょうか。

○小椋委員 はい、どうぞ、石田委員。

○石田委員 私はその42番で簡単に書いたんですけども、合意に関しては当然、その合意形成のプロセス、意思決定のプロセスが最初にありきで、結果として先ほど委員の方がおっしゃられた結論が出てくるわけであって、合意そのものが重要じゃなくて、合意に至るプロセスがきちんと正確に、いろんな人の声を代表して、漏れることなく行われるかということが重要だということに、もうまさにそのとおりだと思います。

もう一つは、アフリカの場合は、どなたか委員もおっしゃられていましたが、マサイとかを含めて遊牧民の方々がいらっしゃるし、部族独特の合意形成の習慣があるんですよ。例えばエチオピアだとその年齢階梯をいまだにきちんと守って、年齢階梯という慣習を超えて我々がワークショップなどで行う民主的な形での意思決定をしていくのは結構大変で、先進国の目から見れば上から下に押しつけているように見えますし、それから男女別の年齢階梯があるんで、これは台湾でもありますし、日本でも戦前までは西日本ではずっとあったと言われてますし。だから、独自の意思決定をしている人たちがいるわけなので、その尊重は決して忘れないでほしいと思うんです。

仮にコンサルタント側が提供するような合意形成のパターン、ステークホルダー協議会みたいなところのパターン、出てきた結論とその部族が出してきた結論が違っていても、それが非民主的に見えたとしても、やはり尊重されるべきは民族側のことだと思います。だからこそFPICに関しては国連がガイドラインを出していますけれども、これはFAOに書かせているんですが、その中でConsentの項目があって、若者とか、女性だとか、年取った人たちとか、障害がある人たちを、できるだけ含めることと書いてあります。だから必ずしも、これは先進国側の考え方ですよ。だからこそ地元の先住民を尊重するのであれば、それはできるだけ含めることということになって、1歩引いているような表現なので、その合意にはプロセスと同時に、長くなりますけれども、合意形成にはプロセスを大切にすることと同時に、地元の人たちの合意の在り方を大切にすると

いう、この二つが重要じゃないかというふうに私は思います。

以上です。

○小椋委員 石田委員、ありがとうございます。

今までのディスカッションに関して、JICAさんから何か返すようなコメントございますか。

○小島 小島です、ありがとうございます。

また、既存のガイドラインの19ページ中盤に社会的合意という項目を設けているんです。これは合意じゃなくて社会的合意というのがポイントなのかなと思って。1番のところに、プロジェクトはそれが計画されている国・地域において、社会的に適切な方法で合意が得られるよう十分な調整が図られていなければならない。というのは、どなたかが書いたように、大ざっぱではありますけれども、今、皆さんがおっしゃったこと、そう外してないなというふうに思いました。

以上です。

○小椋委員 わかりました。ありがとうございます。後でまた小島課長のほうで総括を頂くときに今の議論を再確認したいと思います。

それでは次、先住民族の配慮計画のところをちょっといきたいんですけども、ここをコメントの質問でいうと65からのところになりますけれども、ここで何かというか、石田委員が主に書いてらっしゃるんですけども、石田委員、ございますか。

○石田委員 石田です。65からですか。

○小椋委員 はい。

○石田委員 すみません、時間を取ってあれですので、ちょっと今スクロールして調べているので時間がかかります。必要であればほかの。

○小椋委員 わかりました。

○石田委員 すみません。

○小椋委員 それでは、特にこここのところ、ほかの委員の先生方、ございますか。先住民族の配慮計画について、配慮計画の構成要素ですね。

○織田委員 織田ですけども、また。

○小椋委員 はい、織田委員、どうぞ。

○織田委員 いいですか。これ、石田委員が割とわかりやすく書いてくださっているんですが、67番で、構成要素の4番にジェンダーに配慮したというのを一言加えたらどうですかというふうにご提案なさっていて、私もそれは非常にいい考えだというふうに思っております。

同じようなことを私自身は76番で書いてはいるんですが、あれもこれも書いたものですから、なかなか上手く伝わるような書き方になっていなかったんですけども、その石田委員のご提案のように加えるということは非常にいいんじゃないかというふうに思っております。

以上です。ありがとうございました。

○小椋委員 この箇所では木口委員、作本委員、村山委員、寺原委員が質問ないしはコメントを出してらっしゃるんですが、何かございますか。

○作本委員 作本はありません。

○寺原委員 寺原もありません。

○木口委員 木口です。先ほど申し上げたような形なので、ここでは特にありません。

○石田委員 遅くなりました、石田ですけれども。

○小椋委員 はい、石田委員、お願いします。

○石田委員 自然資源の利用に関して何か例があればなと思ったんですけれども、ガイドラインレビュー調査ではないということなので、それでわかりました。ほかは今、ジェンダーに関しては織田委員がおっしゃっていただいたことに賛成です。

以上です。

○小椋委員 ありがとうございます。

○作本委員 すみません、作本ですけれども。

○小椋委員 はい、作本委員、お願いします。

○作本委員 前の議論をちょっと蒸し返してしまって申し訳ないんですけれども、さっきのSocial ConsentというConsentの訳語なんですけれども、私も今、辞書でもう1回見ていましたら、私も合意というふうにConsentは今まで考えていたんですが、それ以外の類語で、提案に対しての承諾あるいは同意という意味合いがあるようですね。このConsentの中には、みんなが全員が賛成するという合意の意味だけじゃなくて、出された提案に対して同意すると、あるいは受けてそれを承諾する。そうすると、必ずしも全員でなくても構わないというような、そういう、この訳語との響きでは起こり得るのかなと、ちょっと追加的で申し訳ありませんが、言葉を換えることによって、ガイドライン等の言葉を換えることによって成り立ち得るのかもしれないと思いました。ちょっと遑ってすみませんでした。失礼しました。

○小椋委員 コメントありがとうございます。

先ほどに帰って先住民族の配慮の構成についてですけれども、村山委員から何かございますか。

○村山委員 特にないです。

○小椋委員 よろしいですか。

それでは、ここの議論も後でレビューさせていただくとして、約1時間ですけれども、引き続き行っていいですか、無形文化遺産のところなんですけれども、よろしいですかね。

○織田委員 お願いします。

○小椋委員 無形文化遺産のところに参りますので、まず小島課長からまたハンドアウトの説明をお願いいたします。

○小島 短くいきます。論点8.5です。

ESSの8に文化遺産という項目がありまして、この中では有形と無形、両方書かれています。

スライドの二つ目ですね。何をもちて有形文化遺産とするかというところ、無形文化遺産とするかというところが書かれています。例によって、文化財がある場合は環境社会影響評価の一環として、文化財管理計画をつくるというようなことがまた書いてあります。

私たちJICAとしての取り組みなんですけれども、チェックリストには文化財というふうにして書いてあって、文化財に対する一定の配慮はしているつもりですが、新しいのは、このESS8の中で無形文化遺産という言葉が出てきたというところでございます。今まではあまり区別していなかったんですけれども。なので、それをどのようにJICAとして配慮していくかというのがポイントになって、皆さんに議論いただきたいところでございます。

以上です。

○小椋委員 ありがとうございます。

それでは、無形文化遺産についてご意見いただいている石田委員、木口委員、林委員、柴田委員、作本委員、何かございますか。

○石田委員 小椋主査、石田です。

○小椋委員 はいどうぞ、石田委員。

○石田委員 住民移転のところでは、住民移転の議論のセッションが終わったときに、JICA事務局の側から助言案だとかまとめについてJICAがこう考えますということをおっしゃっていただいたんですが、先ほどの前のセッションの先住民族に関する……

○小椋委員 レビューしておきましょうかね。

○石田委員 はい、あれば助かります。

○小椋委員 そうですね。すみません、進め方が性急になりました。小島課長、先住民族のところについて、レビューとしてキーワードをお願いいたします。

○小島 わかりました。今言っていただくほうがありがたいです。

まず、先住民族をどういうふうに記載するかということについては、その名称そのものよりも、何を意図するかというのを説明したほうがいいという意見があったのは、皆さんの総論なのかなというところがございます。

もう一つが、FPICのConsentのところなんですけれども、合意というふうに訳すのがいいだろうという意見が大半で、それは何を意味するかというところで、合意形成のプロセスというところを重視するという意味でJICAの中でも使ってほしいというようなメッセージを受け取りました。主なポイントはその二つなのかなというふうに考えています。

住民移転計画の項目については、ジェンダーについてきちんと入れてほしいという意見以外はあまり大きなコメントはなかったと承知しています。

以上です。

○小椋委員 各委員の先生方から何か、今の小島課長のご説明について何か漏れとか、もう1度コメントレビューに入れてほしいとか、ございましたらお願いいたします。

石田委員、よろしいですかね。

○石田委員 非常に細かいことなので、1点だけ。

合意プロセスのパターンは大きく考え方は二つあると思うんですけれども、ここでやっぱり強調されるべきは、先住民族の人たちが持っている合意プロセスのパターンを尊重するというのも必要だと思うんです。だから、先ほど小島課長がおっしゃっていただいた中に合意プロセスという言葉がありました、その中には当然含まれていると思いますが、例えば私、別にこれは専門でもないですけれども、聞きかじりだけですけれども、遊牧民の人たちの合意形成の在り方だとかは、かなり私たちが普通考えてやっているようなステークホルダー協議を通じての合意形成なんかとは全然違って、そういうときに合意形成のタイミングのずれだとか、ジェンダー的な視点から見てどうだろうという疑問を先進国側としては投げかけるようなことにもなると思うんです。でも、それでもやっぱり最大限、今のジェンダーの考えに配慮しつつ、先住民の人たちのことをしっかり聞くというか、そちらを優先するということが必要なんじゃないかなというふうには思っています。

以上です。

○小島 小島です。石田委員が合意の在り方を大切にとおっしゃっていたの、趣旨はよくわかりましたので、ありがとうございます。

○石田委員 ありがとうございます。

○小椋委員 では性急ですが、この文化遺産のところに行きたいと思えますけれども、文化遺産のところで質問なりコメントなりを頂いている委員の先生方から、特に有形無形の区分ですとか、遺産と文化財の表記の話とか出ていたと思うんですけれども、何かございますか、委員の先生方から。

○作本委員 すみません、作本ですけれども。

○小椋委員 はい、作本委員、お願いします。

○作本委員 ありがとうございます。

88番にちょっと書いておいたんですが、私も無形文化財についてはあまり詳しくなかったんですが、ユネスコの資料と国連の資料とを見ますと、今までの有形文化財というんでしょうか、日本も恐らくこれに近いかと思うんですけれども、経済的に、あるいは観光資源になり得るといような考え方があったのではないかと思います。そういう意味では、優品主義に立っているという考え方が強かったんだということが書かれておまして、それに対して2015年にナミビアで、いわゆる無形文化財遺産を保護するための12の倫理原則ができたといようなことが書いてありました。

我々、文化財という、財という言葉を使っていたんですが、やはりこれは日本の行政文書では一般的かもしれないんですけれども、この際、遺産というheritageの言葉のほうに乗り換えたといようなか、換えるほうが好ましいのかなといようなか、国際趨勢かなといようなのを一つ思われました。そういう意味では、文化財じゃなくて文化遺産としてできるだけ統一的に入れたほうがよろしいのではないかといようなことを感じました。以上のことが88番に書いてありますが、もしご参考になればありがたいです。

以上です。

○小椋委員 ありがとうございます。

小島課長、今の作本委員に対して何かコメント等ございますか。

○小島 はい、ありがとうございます。

そうです、作本さんのご指摘とはちょっと異なるんですけれども、私たちが何か事業をやる際に保護の対象とするものについて、例えばユネスコの無形文化財に指定されているとか国の文化財に指定されているとかといようなのは、とてもわかりやすい分類なんですけれども、そういうものには登録されてないけれども、ただ現地の方にとっては重要なものについての扱いが結構悩ましいなといような考えです。

これは自然生息地と同じ考え方で、私が今考えているのは、当然ながらその国として保護するとい法律があるんであれば、それは守らないといけない。あるいは、国際的な基準があるんであれば、それは見ていくんだらうと。けども、そういう指定を受けてないけれども、現地の地元の人、あるいは現地の人、国の人にとっては重要な有形無形のをどういふうに考えるのかなといのがこの項目のポイントなのかなと思います。

以上です。

○作本委員 よろしいでしょうか、作本です。

○小椋委員 はい、作本委員、お願いします。

○作本委員 今の小島課長のお話、もっともだと思います。何をもって無形文化財とするのかという、その登録も制度もなければどうするのかということが大きな議論になるのは承知しております。

これまで、ただ、JICAでは先祖代々のお墓であるとか、ほこらであるとか、モスクであるとか、そういうことに特別な注意を払ってきたことがありますので、考え方は今の実態ベースを再延長して、拡大して、国内で登録されているかどうかということは無形文化財についても調べてみるということとか、あるいは地元の専門家等に聞いてみる、あるいは宗教的な見地からちょっと調べてみる以上のレベルで明確な基準を引くことは難しいのではないかと思います。

以上です。ありがとうございます。

○小椋委員 ありがとうございます。

○重田委員 重田です、よろしいですか。

○小椋委員 はい、重田委員、お願いします。

○重田委員 私は1番最後のところで、94ですか、無形文化財の配慮項目の追加、賛成と書いて、具体的な文化財管理計画の策定の事例を挙げてほしいです。ここに幾つか具体的事例を書いていたいて、これは非常にわかりやすくなりました、ありがとうございました。

私が危惧するというのは、有形であるというのは目で見えるし、歴史的にそれは価値のあるものだというのはユネスコや国で認められているものですが、無形文化財に関しては発見されていなかったり、これから発見されて、そういったしかるべき機関や国が認定をするなりということがありますが、その配慮というものは慎重にしないと、国や民族、あと宗教によって、その無形文化財の価値が全く変わってしまいます。むしろ政治紛争や対立の原因になってしまうということもあるので、そこはやはり何が文化財なのかということの見極め方は慎重にしていただければと思います。

以上です。

○小椋委員 重田委員、ありがとうございます。

これは村山委員も同様に、無形文化遺産の配慮特定の難しさに言及しておられますけれども、何か村山先生ございますか。

○村山委員 はい、ありがとうございます。

無形文化財、関係の範囲に含める方向が望ましいとは思いますが、なかなか特定が難しく、実際どうするかというのは悩ましいなと思っています。

コメントの中にも含めたんですが、秘密保持が必要な場合が出てきた場合に、あからさまに文化財を扱ってしまうと文化財そのものに影響が出てくる可能性もあるということがESSの中に書かれているので、非常に難しい扱いになるかなという気がして、その辺りも含めて、要件がそろったものについては配慮できるというふうには思いますが、かなり慎重に扱わないといけないという気がしています。

以上です。

○小椋委員 小島課長、よろしいでしょうか。今まで委員の方々からおっしゃっていただいたことに対して、JICAさんからレスポンスございますか。

○小島 小島です。ありがとうございます。そうです、皆さんおっしゃったとおり、有形というのは目に見えるのでわかりやすいというところですが、無形のものは、例えば無形のものであっても価

値観が私たちと同じようなものはすぐ気づくと思うんですけれども、必ずしもそうでない場合、その評価が重要になるのかなというふうに思います。

それに当たっては、さっきの先住民族の話と同様、現地でそういうのに詳しい方々に話を聞いて、支援いただくというところなのかなというふうに考えています。

以上です。

○小椋委員 はい、わかりました。

ちょっと足早に進めましたが、ここは、じゃ今までの議論のところ、ほかに先生方から何かコメントしておきたい、質問されたいのがあるというのはございますか、委員の方から。

○柴田委員 無形文化遺産についてよろしいでしょうか。

○小椋委員 はいどうぞ、柴田委員。

○柴田委員 柴田です。私もコメントで短く、無形のものも含めることが望ましいというふうに書かせていただいたんですが、今、村山委員からも指摘がありましたとおりで、どこまで含めるかというのも非常に難しそうですねですけれども、無形文化遺産の保護条約なんかをちょっと読んでみますと、かなりその保全について強調されているのが、有形のものもちろんそうですねですけれども、特に無形のものについては、その存在が周辺の自然環境ですとか社会環境に強く依存していることに注意するようというように書かれていますね。

確かにそれはそういうことでして、じゃ、逆にそこへの影響をどうやって評価するかですとか、あるいは保全するとなった場合に、有形のものであれば物理的な保全というのは考えられると思うんですけれども、無形のものへの影響低減策、あるいは保全策と考えるのはかなり、なかなか技術的に難しいところもあると思いますので、含めるのは含めるとしても、その定義ですとか、保全の施策については、かなり幅広くケース・バイ・ケースで検討できるような形で、ガイドラインの中に位置づけられることがいいんじゃないかなというふうに思います。

柴田からは以上です。

○小椋委員 ありがとうございます。

ほかに委員の方から何かコメントとか質問がもしなければ、ここでもう1度小島課長にお返しします。

○石田委員 すみません、主査、石田です。

○小椋委員 はい、石田委員、お願いします。

○石田委員 1点、私が83番で書かせていただいた文化財を商業的にコマーシャルユースをすることについては、ESSもIFCも強い喚起を促すような形で書かれていますよね。例えばESS8のGN29の1だと、有形文化財についてはツーリストに対する対応とかでありますし、あと無形文化財については伝統的医薬だとか生薬を使う場合には、それを今までどおり住民の人たちも使っていける権利を残しておくことというふうなこともきちんと書かれ、そういう規制をすることということがきちんと書かれていますので、JICAのプロジェクトの場合には文化財を商業的利用するケースというのはあまりないのかなというふうには思いますが、ガイドラインとしては商業的利用をする場合に注意を促すということはどこかに書いておく、検討していただけないものかなというふうに思います。

以上です。

○小椋委員 私もここは関連しての質問なのですが、住民移転のところで、共有資産へのアクセス制限というのが出ているのですが、その関連についての質問をJICAさんにしたいと思うのですが、いかがでしょうか。今の石田委員のコメントを含めてですが。

○小島 私自身はこの有形無形文化遺産のところで、今日議論していただいた少数民族のところで、あとは住民移転、その移転先でひとまとまりとして移転した皆さんがそこでどう文化をつくり上げるか、あるいは持っていた文化をどのように継承していくかというところは関連している問題とされていて、もっと言うと本当は自然生息地の議論とも関係してきたりするのかなというところで、こういうのを、すみません、それに対して対処法ではないのですが、やっぱりこれを議論すればするほど、ミティゲーション・ヒエラルキーというのがやっぱり重要になってきて、全部文化財あるから形があるものは移転したらいいよと、形のないものは保護するように、何か劇場か何か造っておいたらいいよというような考え方だけでは済まないケースもあるんだろうなというふうに思った次第です。

すみません、思いです。以上です。

○小椋委員 ありがとうございます

石田委員、今のところよろしいですか。

○石田委員 石田です。はい、結構です。ありがとうございます。

○小椋委員 ありがとうございます。

それでは、小島課長とJICAさんに一旦お返しして、ここまたキーワードでレビューをお願いをしてよろしいでしょうか。

○小島 じゃ、ちょっと試みます。

最初に名称のところを文化財としているのを、文化遺産というふうに読んだほうがいいじゃないかというご指摘がありました。それはちょっと検討したいと思います。

やっぱり何をもって文化財、有形無形文化遺産と呼ぶかということが難しく、いろんな国や国際的に認知されているものはいいのですが、それ以外で必ずしも目の目に当たっていないものについても、きちんと慎重に見なければいけないというところ。

あとは、文化遺産の商業的利用が考えられる場合については、慎重に扱うべきだというようなお話を頂いたというふうに認識しています。

最後の私の思いのところは、今のところ入れてないです。

以上です。

○小椋委員 ありがとうございます。

これで今のところ頂いたレジュメ3点と、コメント、質問、事前回答表の1から95まで見ていきました。各委員の先生方からコメント、質問、更問等々、この場でございますでしょうか。

○木口委員 木口です、よろしいですか。

○小椋委員 よろしいですか、木口委員から。

○木口委員 先ほどの小島課長の思いを何か反映できないかなと思ったんですが、私も85番で質問しておりまして、そのお答えでユネスコとか国が認定しているものについては確かに心配ないと思うのですが、一方で先ほど小島課長がおっしゃられたように、その認定されていないものをどう扱っていくかということで、できればそういうものがありそうな場所で、なるべく事業をするのは

避けたほうがいいのではと思いつつも、具体的にはチェックリスト、もしくはFAQみたいなもので、具体的な祭りですとか通過儀礼みたいなものがあるかみたいなことを確認するようにして、発見に努めるということなのかなと。見つかった場合のどうするかというのは、別のケースで議論していくしかないのかなというふうに考えました。

以上です。

○小椋委員 ありがとうございます。

重田委員でしたかね。

○重田委員 重田です。

○小椋委員 はい、お願いします。

○重田委員 83番で石田委員が医療品となる植物原料の場合の商品化のことを議論されたと思うんですけども、ちょうど2000年の初めの頃、例えばエイズの治療薬のコピー薬の議論とか、先住民の持っている医療品が商業化されて、多国籍企業に独占化されるという議論がありましたが、その点はWTOでも随分そこと議論になった経緯がありました。やはりそういったもともと先住民が持っているこういった植物原料とか、その土地の文化遺産とか、そういったものを尊重するというところを、ガイドラインにも一言触れていただいたほうがいいんじゃないかと思います。どういう形で触れるかはご検討いただければと思います。

以上です。

○小椋委員 ありがとうございます。

ここでざっと行きましたので、小島課長、助言か何かここでもう1度フィードバックして議論するんですか。

○小島 もし皆さんの議論が済んだということであれば、この後、数日かけて私がキーワードを申し上げた助言案を文章にして皆さんに送付します。皆さんの中でそれを揉んでいただいて、返していただくというようなのがいつもの段取りです。なので、改めて1からやり直すという、いつもの個別案件のワーキンググループではなくて、議論いただいて、助言があって、それを私たちドラフトさせていただいて、また1週間ぐらいかけて皆さんで揉んでいただいて、また助言として返していただくというのがプロセスです。

○小椋委員 それは例えば助言案が各委員の先生方から何かあれば、また小島課長なり全員返信の形でお返しするのはありなんですか。

○小島 もちろんです、はい。

○小椋委員 はい、わかりました。

何かほかの委員の先生方からございますか。

○作本委員 すみません、作本ですけども、よろしいでしょうか。

○小椋委員 はい、作本委員、お願いします。

○作本委員 8回までのいわゆるマラソン会議、本当お疲れさまでした。事務局の方、特に大変だったと思います。ありがとうございました。

今、もうこれでいわゆる包括的な検討の個々のワーキンググループは終わるかと思うんですけども、やはりガイドライン本体に記述するところと、FAQに落として記述すること、この辺りの書きづらいことをFAQに持っていくというような考え方もあるでしょうけれども、運用については

ね。どのように交通整理するかについては、今、ご回答は要りませんけれども、ぜひJICAさんでご検討していただけたらありがたいと思います。例えば原則的なことはガイドラインに入れて、その具体的な運用、あるいは先ほどのような無形文化財とか先住民の範囲、そういうようなことは例えばFAQに落とすとか、その辺りの考え方をもし上手く整理していただけたらありがたいと思います。

以上です。特にJICAさんからコメントは要りません。

○小椋委員 はい、わかりました。作本委員、ありがとうございます。

それでは、今後のレスポンス、やりとりとかのスケジュールのほうに移っていいですかね。

○小島 小椋委員、実は事務局のほうに一つ宿題を頂いていて、それを今、説明させていただきたいんですけれども。10分ぐらいあればと思います。

○小椋委員 はい。では、お願いいたします。

○小島 今、事務局のほうから画面を出してくれると思います。1週間か2週間ぐらい前の会合の際に、重田委員からUHCについて説明してほしいというような要請があって、私たちとしてどう考えているかというのを説明したいと思います。画面が間に合いますか。

今、画面にJICAのホームページが出ています。下のほうに行ってください、これはもうJICAのホームページでUHCと入れていただくとすぐ出るものなんですけれども、中盤のほうにポンチ絵があるので、それを出していただくと。

ユニバーサル・ヘルス・カバレッジとは何かというものでございます。

今画面に青い枠が見えると思います。JICAが捉えるユニバーサル・ヘルス・カバレッジとは何かというと、全ての人々が十分な質の保健医療サービスを、必要なときに負担可能な費用で受けられる状態。少なくとも次の二つは満たされていますという状況ですね。

一つが、保健医療サービスが身近に提供されている、保健サービスの利用に当たって費用が障害とならないということでございます。

具体的に、そうしたらそのために何を改善すべきかというところで、そのベン図がありますけれども、物理的アクセスと経済的アクセスと社会慣習的アクセスというのを改善していくというのがJICAでやっていることです。

例えば、経済的アクセスにおいては、途上国の皆さん、医療費の自己負担が高いとか、交通費が高いとか、病気に伴い収入が減ると。これに対して、一部の国においては医療保険の制度づくりをお手伝いしていることもあります。

物理的アクセスにおいては、近くに病院がないとか、医薬品とか機材がない、看護師さん、医師がいないというような状況を改善するために、これはJICAの伝統的なプロジェクトとして人材育成とか、あるいは無償で病院を造ったりしています。

社会的慣習的アクセスというところが、そもそも病気になったらどうしたらいいかわからないとか、家族の人がお金がかかるから病院なんか行くなというふうに言われたり、お医者さんと言葉が通じないとか、本来必要である金額以上にお金を請求されるとかというところがあって、なかなか病院、あるいは医療サービスに行けないという状況を改善するというのがJICAで取り組んでいるところです。

このような形で、JICAはユニバーサル・ヘルス・カバレッジに取り組んでいて、これを環境社会配慮的にどういうふうにするかというところは、ちょっと私も今、悩んでいるところですが、そ

の考え方とJICAの取り組みを理解していただくというところで、時間を頂きました。

以上です。

○小椋委員 ありがとうございます。

重田委員、何かございますか。

○重田委員 UHC、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ、前回申し上げて、今日の議論でどこかに取り入れるかどうかというのを次回検討するという話だったと思うんですけども、今日の議論の中ではなかなか難しいと思うんですね。ですから、やはり、例えば理念のところにもう1回考えていただくとか、SDGsとか、人間の安全保障とかいうところと議論を並行して、このUHCについて理念のところでも改めてお考えになっていただければと思います。

以上です。

○小椋委員 ありがとうございます。

○小島 ありがとうございます。

○小椋委員 では、今後の本ワーキングのスケジュール、助言確定までのスケジュールの説明に入っていた方がいいですか。

○小島 はい、小島です。今日が4月27日です。事務方のほうで今日の私のキーワードを取りまとめて、5月1日頃に皆さんに助言の案を提出いたします。ゴールデンウィーク中恐縮なんですけれども、1週間後の5月8日までに固めていただいて、5月15日に全体会合がありますので、その際に主査からちょっとご説明いただければというところがございます。

○小椋委員 はい、承知いたしました。

○小島 全体メールで助言の案はお送りしますので、いつものとおり、それにコメントをくっつけていただいてということになります。

○小椋委員 その間に助言をされたい委員の方々からは、全体メールでお返りするでもいいんですかね。

○小島 そうですね。今回はいつものワーキンググループとは違って、この助言は誰のものかという、その名前をつけることはしませんのでご了承くださいというのと、できるだけ質問なりコメントなり、あるいは今日議論されたことを中心に頂きたいというところですね。

○小椋委員 はい、承知いたしました。

それでは……

○小島 加藤課長は何かありますか。

○加藤 ありません。よろしく申し上げます。

○小島 あと、事務局から大丈夫ですかね。

○作本委員 すみません、作本です。ちょっといいでしょうか。今、助言案のまとめ、5月9日とおっしゃられたと思うんですけども、小島課長から。確か最初にこの画面で、パソコンの画面に示されていたのは5月8日と書いていたような気が、私のメモの取り間違いかもしれないんですが、金曜日と土曜日の違いだけなんですけれども、日にちがもしずれちゃうと、と思って気になりました。

以上です。

○小島 私は8日と言ったつもりでした。ごめんなさい。

○作本委員 8日でいいんですね。どうも失礼しました。

○小島 8です、はい。

では、事務局からは以上でございます。

○小椋委員 それでは、長時間にわたってのご議論、ディスカッション、ありがとうございましたということで、とりあえずマイクはJICAさんにお返しをいたします。

○小島 ありがとうございます。予定は先ほど説明したとおりでございます。8回にわたるとても熱い議論を頂きまして、ありがとうございました。私たち事務方も非常に勉強になりましたし、貴重な助言をたくさん頂いたと感じております。引き続き個別案件もありますので、どうぞよろしくをお願いします。本日はありがとうございました。

○小椋委員 ありがとうございます。お疲れさまでした。

午後4時28分閉会